

# 第59回東京都社会福祉審議会

平成23年7月6日（水）

東京都福祉保健局総務部企画計理課

## 第59回東京都社会福祉審議会

日時：平成23年7月6日（水）午後3時から

会場：第一本庁舎33階南側 特別会議室S6

### 会 議 次 第

#### 1 開 会

#### 2 審議事項

- (1) 専門分科会の設置について
- (2) その他

#### 3 閉 会

(配付資料)

- 資料1 福祉の将来展望における論点（第18期東京都社会福祉審議会意見具申）
- 資料2 2011年版 東京の福祉保健
- 資料3 東京の福祉保健の新展開2011
- 資料4 東京緊急対策2011
- 資料5 東日本大震災における福祉保健局の主な対応

午後 3時00分 開会

○企画担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、また非常に暑い中ご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。私、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております福祉保健局企画担当課長の奈良部と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より何点かご連絡をさせていただきたいと存じます。

まず、委員の皆様のご出席の状況ですけれども、本日ご出席のご連絡をいただいた委員が19名でいらっしゃいます。今こちらにご到着いただいている方が12名、あと、遅くなるとご連絡をいただいている方が3名いらっしゃいまして、本審議会の委員総数28名ですので、ご連絡いただいた方を含めると委員総数の半数以上の定足数を満たしていることを、ご報告させていただきます。

続きまして、お手元に会議資料を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

まず、一番上に会議次第がございまして、その後に資料1、第18期の意見具申「福祉の将来展望における論点」がございまして、その次に資料2、「2011年版 東京の福祉保健」になります。資料3が、「東京の福祉保健の新展開2011」になります。資料4が「東京緊急対策2011」でございまして、すべて今年度の施策になります。そして、資料5ですが、こちらは、今回起きました「東日本大震災における福祉保健局の主な対応」となっております。そのほかに、社会福祉審議会の委員の名簿、幹事の名簿、書記の名簿と、あと社会福祉法などの規定の抜粋版をご用意させていただいております。

また、委員の皆様には、本審議会の委員の委嘱状を机上に置かせていただいておりますので、本日お持ち帰りいただくようお願いいたします。

なお、当審議会の議事録は、都のホームページに掲載しまして、インターネットを通じて公開することを申し添えさせていただきます。

それでは、今から第59回東京都社会福祉審議会を開会させていただきます。

本日は、委員の改選後、初めての審議会でございますので、後ほど委員長を互選いただくこととなりますけれども、それまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元に委員名簿がございますけれども、座席順にご紹介をさせていただきます。

では、こちらから時計回りにご紹介させていただきます。

まず、岩本委員、それから野中委員、成澤委員、三浦委員、大本委員、吉原委員、佐藤委員、くまき委員、新井委員、田の上委員、中山委員、小林委員、栃本委員、福田委員、小濱委員、伊佐委員、でいらっしやいます。

高橋委員と南委員からは若干おくれるというご連絡を受けておりますので、またいらしたらご紹介させていただきたいと思います。

あと、本日の欠席されている委員も名前だけ紹介させていただきますと、大道委員、小口委員、園田委員、平岡委員、本澤委員、森本委員、山加委員、石阪委員、そして萬匠委員です。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に、行政側の出席者をご紹介させていただきますが、杉村福祉保健局長でございます。

○保健福祉局長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画担当課長 なお、その他の事務局の幹事及び書記につきましては、お配りしております幹事、書記の名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

では、続きまして、委員長を選出になりますが、東京都社会福祉審議会の規定第2条第1項に基づきまして、委員長は互選により選出することとなっております。こちらですが、いかがいたしましょうか。小濱委員、お願ひいたします。

○小濱委員 東京都社会福祉協議会の小濱でございます。社会福祉審議会の委員長としまして、これまでも当審議会の運営にご尽力をいただきました三浦先生にぜひ引き続きお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○企画担当課長 小濱委員からご推薦いただきまして、三浦委員で皆様異議なしということですので、それでよろしいでしょうか。

(拍手)

○企画担当課長 それでは、本審議会の委員長は、三浦文夫委員にお願ひしたいと思ひます。恐れ入りますけれども、三浦委員は委員長席にお移りいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども、委員長にごあいさつをお願ひできますでしょうか。

○三浦委員長 ただいま委員長に選出されました三浦でございます。前期に引き続きまして非常にふつつかでございますけれども、委員長役を務めさせていただきたいと思ひしております。

前期におきましては、東京都における福祉の将来における展望を考えるための論点というふうなことを論議をさせていただきました。特に今のこの状況と申しましょか、大変見えにく

い状況が出てきているなという感じがします。特定の課題につきまして検討するという時期でもないだろうということがありまして、特に高齢化の進行等を考えていく中で、そして、さらに最近の大きな社会経済の変動ということを考えていく中で、どういう論点があるかということにつきまして、特に大都市東京の抱える問題ということをまとめさせていただいたわけでございます。

特に本年度に入りましては、3月11日の東日本大震災以降、さらに事態がいろんな意味での非常に深刻な状況を抱えているかというふうに思っております。従来の福祉路線だけの延長線上では済まないような問題もたくさん出てきているのではないかという感じがしております。そういう中で、東京における福祉のあり方を検討するということは、大変重大な責任があるのではないかというふうに存じております。

果たしてこの審議会におきまして、それだけのことを十分論議できるかどうか、委員長といたしましてどこまで進められるか自信はございませんけれども、皆様方各位の今まで以上のご支援とご協力を賜りまして、都民の期待に応えられるよう、東京都の福祉のあり方について検討を進めていきたいと思っておりますので、何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

○企画担当課長 どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行は三浦委員長にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○三浦委員長 承知いたしました。それでは、これ以降、進行を務めさせていただきます。

まず最初に、副委員長の選出をお願いしたいと思っております。東京都社会福祉審議会規定第2条第3項によりまして、副委員長は委員長が指名することになっておりますので、私のほうから指名をさせていただきたいと思えます。

副委員長には、前期の審議会におきましても副委員長をお務めいただきまして、特に先般の意見具申をまとめていく中心になりました高橋紘士委員にぜひお願いしたいと思っております。

きょうはちょっと高橋委員、おくれるという話でございますけれども、事前に高橋委員からのご了解を得ておりますので、いかがございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦委員長 恐れ入ります。それでは、異議なしということで、特に委員長に何かありましたときには副委員長に代行していただくというふうなことを含めまして、副委員長役をぜひお願いしたいと思っております。まだお見えになっておりませんので、お見えになりました後にまたごあいさつをお願いしたいと思っております。

それでは、本日の議事に入る前に、本日は杉村福祉保健局長がお忙しい中、おいででござい

ますので、ごあいさつをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○福祉保健局長 福祉保健局長の杉村でございます。

委員の皆様には、本当に大変お忙しいところを第19期の東京都社会福祉審議会の委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。3年という大変長い任期ではございますけれども、どうかよろしく願いを申し上げます。

また、ただいま委員の皆様の互選によりまして、第18期に引き続きまして三浦委員に委員長の重責を担っていただくことになりました。大変心苦しいところではございますが、引き続きどうぞよろしく願いを申し上げます。

私から言うまでもございませませんが、東京都の社会福祉審議会におきましては、昭和39年、大分昔でございますが、東京都における社会福祉事業に関する答申という第1回目の答申をいただいて以来、東京の福祉をめぐるさまざまな課題と東京都が進むべき課題につきまして、適宜、適切な答申、あるいは意見具申をいただいてまいりました。

前期の第18期の審議会におきましても、昨年の11月15日に、きょうの資料にもございますが、将来の東京の福祉を展望する上で必要な論点につきまして、新たな切り口からの分析、あるいは考察がなされた意見具申をちょうだいをいたしております。改めまして、これまでの委員の皆様のご尽力に御礼を申し上げますとともに、今期の委員の皆様におかれましても、3年間にわたりまして東京の社会福祉の発展のために特段のお力添えを賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

先ほど委員長のごあいさつにもありましたとおり、3月11日に発生をいたしました東日本大震災は、原子力発電所の事故とも相まって、東京にも非常に大きな影響を及ぼしてございます。委員の先生方も、それぞれのお立場で被災地の支援にご尽力いただいていると思っておりますけれども、東京都におきましても物資の支援でありますとか、あるいは医療救護班、介護職員など、専門職の被災地への派遣をはじめといたしまして、東京における避難者の受け入れなど、発災直後からさまざまな支援を行ってまいりましたが、現在の状況を見ますと、まだまだ復旧・復興まで相当の困難が予想されているわけでありまして。

こうした中で、被災地の本格的な復興支援をいたしますとともに、災害に強い都市力を備えた東京を実現いたしますために、これも資料に添付をしてございますけれども、「東京緊急対策2011」というものを5月に策定をいたしまして、その対策の実現に必要な補正予算をさきの都議会第2回定例会に提出をいたしまして、議決をいただいたところでございます。今後とも引き続きまして、被災地の支援とともに、都民の安全・安心を確保するために総力を挙げて

取り組んでいきたいと考えております。

さて、東京の福祉、保健、医療を取り巻く状況でございますけれども、現在、国におきましては、介護保険法の改正、あるいは後期高齢者医療制度、障害者自立支援法の見直しをはじめといたしまして、社会保障と税の一体改革など、社会保障制度に関する幅広い検討が進められております。しかしながら、その検討に当たりましては、我々をはじめ、地方の意見が十分に反映されているとは言えない状況でありますし、さらに大変複雑な政治状況がありまして、残念ながら将来に向けての施策展開を大変展望しづらい状況にあると考えております。

先ほど、委員長からも、東京の福祉を考える上では従来の延長線では無理だというお話がございましたけれども、東京都といたしましても、こうした動向を十分に注視をしながら、国に対しては必要な提案要求も行いながら、施策の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

平成18年には、当審議会のご提言を踏まえまして、「福祉・健康都市東京ビジョン」というものを策定いたしました。それ以降、各年度におきまして事業の進捗状況を明らかにするとともに、個々の具体的な事業についてお示しをしながら、施策の充実を図っているところでございます。本年度も、後ほどご説明いたしますけれども、「東京の福祉保健の新展開2011」というものを取りまとめまして、現在、その施策の推進に全力を傾注をしているところでございます。今後とも、さらなる東京の福祉の発展に向けまして、委員の皆様には貴重なご示唆をいただけますよう心からお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三浦委員長 どうも恐れ入りました。それでは、これから議事に入る前に、ちょうど今、副委員長が到着いたしました。今、留守の間に、副委員長就任について皆様のご了解を得ましたので、着いた早々何か一言ごあいさつございましょうか。

○高橋副委員長 申しわけございません。ちょっと私、今、二足のわらじを履いておりまして、その一足のほうの仕事がなかなか終わらなくて駆けつけましたが、東京都の社会福祉審議会第19期ということで、三浦委員長の補佐役ということでございます。務めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○三浦委員長 どうもご苦労さまです。それでは、早速、議事に入っていきたいと思っております。

本日の一つの大きな議題であります専門分科会の設置でございます。事務局からご説明をいただきたいと思っております。

○企画担当課長 それでは、専門分科会についてご説明をさせていただきます。

東京都社会福祉審議会規定の第3条第1項によりまして、審議会には民生委員の適否を審査する民生委員審査分科会と、身体障害者の障害程度の判定などを行います身体障害者福祉分科会を置くこととされております。これらの分科会につきましては、社会福祉法第11条第1項の規定による必置の専門分科会となっております。

さらに、社会福祉法施行令第3条第1項の規定に基づきまして、身体障害者福祉分科会につきましては審査部会を置くこととなっております。各専門分科会及び審査部会に属する委員につきましては、社会福祉法施行令及び東京都社会福祉審議会条例施行規則によりまして、委員長が指名することとなっております。以上でございます。

○三浦委員長 ただいまご説明がありましたように、この専門分科会につきましては、既に第18期中の任期中に委員を指名させていただきました。本来ならば、3月の大震災がなければ、そのときにこの審議会におきまして全員の承認を得ることになっていたわけでございますけれども、それができませんでしたものですから、委員長のほうからご指名をするというふうなことにさせていただいたわけございまして、今回改めまして実質的にご承認をいただきたいというふうに思っておるわけでございます。そういう意味で、きょうは第19期の分科会の委員を指名させていただくという形をとっていきたいと思います。

それでは、名簿をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

(分科会委員名簿を配付)

○三浦委員長 それではまず、民生委員審査分科会でございます。今、お配りしました名簿の2枚目になろうかと思っておりますけれども、東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会の委員でございます。私のほうから、一応改めましてご紹介させていただきたいと思っております。

民生委員分科会の所属委員でございますけれども、石坂委員、大本委員、小濱委員、くまき委員、中山委員、成澤委員、福田委員、森本委員、山加委員、渡辺委員、以上の方々にお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしく。

次に、身体障害者福祉分科会でございますが、この委員会としまして小口委員にお願いしたいと思います。本日ご欠席のようでございますけれども、引き続きまして小口委員にお願いしたいと思います。思っております。

その他の委員の方につきましては、ただいまお手元にお配りしました名簿に記載されているとおりでございます。特にこの臨時委員の方々にお願いしたいと思います。一々読むのはここで省かせていただきますけれども、専門の立場から臨時委員をお願いいたしまして、等級審査にかかわる業務につきまして、お願いをするということでございます。専門分科会の委



員、及び臨時委員ですね、大体以上のようなことでございますので、ご了承賜ればと思います。

なお、各分科会の会長及び審査部会の部会長等の選出につきましては、それぞれの分科会、審査部会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございますけれども、何か事務局からつけ足すことがございますればお願ひします。

○企画担当課長 ただいま委員長からご説明をいただきましたけれども、各分科会及び審査部会につきましては、第18期中の委員指名に基づきまして身体障害者福祉分科会及び審査部会は、昨年の12月1日、それから今年の3月1日と6月1日に開催しております。また、民生委員審査分科会につきましては、3月4日と5月31日に開催していることをご報告させていただきます。

○三浦委員長 それでは、引き続きまして、今期の審議会の進め方につきまして、審議をしてみたいと思います。今期の進め方につきまして、事務局のほうからお考えがあればご説明をお願ひしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○企画担当課長 今期の審議会につきましては、委員の方はご存じのように、任期が3年間となっております。その中で答申あるいは審議会としての意見具申を行うこととなっております。

今期の進め方につきましては、先ほど局長のほうから、あと委員長のほうからもお話がありましたように、今、非常に国の動向が不透明であること、また、都においても震災等大きな出来事もございましたので、これから施策の展開もかなり流動的のところもございます。したがって、今後、そうした国の動向ですとか、東京都全体の取組も踏まえまして、審議テーマと、それに係るスケジュールにつきましては、三浦委員長と高橋副委員長とご相談をさせていただきながら検討してまいりまして、改めて総会を開催してお諮りしたいと考えております。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご説明をいただいたとおりでございますけれども、今後の進め方につきましては、私、委員長、高橋副委員長、事務局にご一任いただければありがたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦委員長 特段にご異議がないようでございますれば、そういう形で少し我々のほうで検討しまして、改めて議題その他を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

手続的な意味でのいろんな議事は大体以上でございますけれども、これからの論議を進めていくに当たりまして、実は昨年出されました第18期における審議会の意見具申、きょうお配りされております。もう既に十分にご承知だと思いますけれども、新しい委員もいらっしゃる

ようでございますので、その概要につきまして、特にこれを中心になってまとめていただきました高橋副委員長から、要点をかいつまんだ形でお話しいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、10分ぐらいで、よろしく申し上げます。

○高橋副委員長 18期の意見具申の概要についてご説明するようにとということでございます。いろんな意味で前期の委員の方々もおいでになることで、随分ご協力をいただきながら作業させていただいたわけでございますが、大きく言いますと2つの部分になっております。

1つは、「東京都の福祉改革のあゆみ」というふうに題しました章でございます。これは東京都がこれまで取り組んでまいりましたさまざまな福祉改革の仕事を一度整理して、また、審議会の答申というのは将来いろんな形で引用されたり参照していただくということもございまして、どういことをこの間、東京都は取り組んできたかということについて整理をさせていただきました。

具体的には、後ほどお読みをいただければというふうに思いますが、その中で私は大変重要だというふうに思っておりますのは、やはり第2章の論点と関係があるんですが、これは私見でございますが、一つの歴史のサイクルが終わったのではないかという、そういう感じがしてならないのでございます。これは、やっぱり私はよく議論すると、20世紀型のいろいろな考え方や仕組みが、21世紀になっていろんな意味でどうもうまくいかないのではないかというように、そういう議論がずっと展開をしながら、新しい情勢にどういふうに取り組んでいったらいいのかという、ある意味で言えば、ここで取り上げた時期というのは、東京都としても社会環境の変化、それから、とりわけやはり高度経済成長が終わって財政的に言えば非常に厳しい時代が来ている中で、しかも一方で、福祉需要というふうに言われているものは持続的に拡大をする、それから、従来型の施策ではなかなか十分対応できなかった、ある意味で言えば古くて新しい問題というふうに言ってもいいかもしれませんが、そういうものがあらわれ始めてきている。とりわけ生活困窮者の問題はそうでございますけれども、そういうことを含めた問題について、少しこの整理の過程で、やはり新しい思想や新しい発想や新しい政策手法が必要なのではないかというようなことが、整理作業の中から浮かび上がってきたのではないかという感じがしております。

その上で、そういうことがございますので、第2章は「福祉の将来展望における論点」、将来展望そのものはこれからいろいろな形で多方面でやられるべき、トライをされるべき、これは東京都としても継続してやっていかなければいけません、それぞれの事業主体やとりわけ区市町村あるいは専門職の方々も、これから21世紀、自分たちの仕事をどう考えるのかとい

うのはそれぞれのところで展望が書かれるべきテーマかと思いますが、その中で私どもは論点というそういう整理をさせていただいて、その取っかかりのデータはもうご案内のとおりでございますけれども、改めて将来推計人口を各区市町村別に少し整理をさせていただいて、やっぱり東京は周辺で言えば埼玉や千葉に比べると、高齢化というのは、ある意味では相対的には小さいんですが、何せ絶対数、ボリュームが大きいわけでございます。

それを各区市町村の状況に合わせて、従来型というふうに先ほど申し上げましたけれども、75歳以上人口、これは主に高齢者ケアのことを念頭に置きましても、その裏側に実は少子化の問題があるわけでございますが、我々の通念では対応できないような、人口構造の大変化がとりわけ区市町村別にあるというようなことを取り上げた上で、もう一方で、いわゆる社会福祉というのは長い間社会福祉事業という形で公的責任という形で、その枠組みで政策が推進されています。これをいわば三浦先生の長年のご議論のように、福祉ニーズの高度化と多様化の中でどう普遍的なサービスに転換するかという、そういう課題を抱えながら、一つの政策選択は公的な福祉を充実させる、それをより普遍的な枠組みでサービスを提供するという、そういう形で、これは恐らくヨーロッパの社会はそういうことをやってきたわけで、その裏に負担をきちんと国民で支え合うという、そういう税負担を上げていながら普遍的なサービスをつくり出すということをやってきたわけでございますが、我が国の場合、これからどういうふうに考えたらいいか等々含めて、公的な制度的なサービスがその目的を達成する上でももう一つの視点、いわばこれもなかなかきちんと定義されずに使われてきましたが、フォーマルサービスとインフォーマルと、インフォーマルサポートと言ったほうが正確にはいいかと思いますが、そういうようなもの。あるいはご承知のように、NPOとか、そういう民間の新しい、これは新しい公共というふうにお考えの向きもあろうかと思いますが、私は新しい民間だと思っているんですが、そういうことと言えば民間の活動。

そしてもう一つは、見えにくかった、ここでは41ページから42ページのところで、「家族や近隣・友人等を含めた社会関係の重要性、言い換えれば、本人の生活全体を考え、それに寄り沿い、共に考えていく機能を、『ニーズ』として明確に位置づけることが、今改めて求められていると言えよう」、「こうした極めて漠とした機能を、必ずしも明確に表せる表現ではないものの、『新しい互助ともいうべき機能』」という、これ非常にある意味では持って回った言い方をしているのですが、簡単に我々は支え合いが大事だというオプティミズムにはどうも立てないという、その気持ちがここに込められていることをご理解をいただきたいと思います。

これは、ある意味では期待されるものでありながら、これは必ず地域にあるものではないこ

とはご承知ですが、このことを考慮せずして実は制度的なサービスが機能できなくなりつつあるのではないかという、そういう感覚を持ちながら、そして、これはある意味では社会福祉は長い間、公私関係ということで議論をされてまいりました。そこに共同の領域という公・共・私という、そういう領域が入ってまいりました。

ところが、それをさらに共同性の部分をむしろ互助とも言うべきという形で、そこを浮かび上がらせながら、いろいろな意味で我々の前提とされているいろいろなことがどうも、いろいろなことで壊れて始めている。これは昨年の高齢者の所在不明問題が私はその一端を示しているのであると。人がいなくなれば必ず捜索願いを出すはずなんです。ところが出さない事情がいろいろな形であらわれ始めている。これは個々の事情を相当詳細に分析する必要がありますが、あるいは、たまゆら事件を引用してございますけれども、あつという間に人は重篤化するんですね。たまゆらの場合はああいう無届けの不適切な処遇があったわけでございますが、これは事実性を守る上で、先ほど定義したような互助というものをもう一度照明を当てる必要がある。

あわせて、ここでは住まいの議論をいたしました。新しい住まいのあり方、これは実はちょっと私も関係して、先ほど二足のわらじの一足と言ったのは、高齢者の住まいについて新しい法律ができて、サービス付き高齢者向け住宅という概念が出てまいりましたけれども、こういうものの住まいの意味をもう一度、従来は居住機能とサービス機能を一体的に提供するという、そういうことで施設、長期ケア病院等に期待があったわけで、これを機能的に分離して、改めて住まいを基礎にしながらそこにサービスを導入するという、そういう視点があるので、そこら辺のことも議論いたしました。

等々を含めたようなことで、ここでは民間の力、地域の力、行政の力というようなことで50ページ以降、地域の取組、それから地域づくりという意味では既存ストックの活用、それから、これがなかなかおもしろいです、55ページの議論でございますが、実は大変膨大な社会保障給付が地域に現金給付として入っているわけでございます、社会保険によって。これを地域の中にうまく活用できるような循環過程をつくり直す、そんな提起や論点。それから地域包括ケアの議論もいたしました。そんなことを含めまして互助という視点からももう一度見直すと、行政のあり方はどうなんだろうか。

とりわけ従来型の、ここにフィールドワーク型政策立案と地方自治体職員と、これは区市町村及び東京都の職員へのメッセージでございますが、従来の制度を運用するというタイプだけではない政策手法をどう培ったら、互助の発見ということを含めて、これは医療や福祉サービスが経済成長を前提にしながら無限大にサービス給付が拡大するというものではない、これ

は医療崩壊の背景にあるというふうに思っておりますが、大事に公共的なサービスを使い合うためには、サービスを利用する主体、しかし一方では自立性が失われた人たちが多いとすれば、そこに寄り添いいろいろな判断する機能がなければ、逆に言うと制度的なサービスもきちんと機能しないかもしれないという、そういう予感の中で、地域の中でこれから自治体のレベルもどういう取り組みをしていただきたいかというようなことに関する論点として提示をした。

これは決定的な回答ではございません。論点をお出ししているということで、もしかしたらこれに回答を書く作業も、これからの審議会の役割になるや否やは私はわかりませんが、取り急ぎ前の期の意見具申の概要を、私見を相当交えましたがご紹介をさせていただきました。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。改めて、私見と言いましたけれども、非常に深い形でご説明いただいて、どうもありがとうございました。ご質問等があるかと思えますけれども、これは後ほどまとめていただくことにいたしまして、引き続きまして、現在の都の取組につきまして、事務局のほうからご説明をいただければと思います。

○企画担当課長 それでは、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

通常ですと、今期、新しい審議会になりまして初めての会ですので、福祉保健局の今年度の施策についてご説明するのですけれども、今回の場合、審議会をそもそも延期させていただいたきっかけにもなりました3月11日の震災がありましたので、そのときに福祉保健局、東京都がどのような対応をしたか、そのあたりの説明を中心にさせていただきたいと思えます。

今年度の福祉保健局の施策につきましては、まず、お手元の資料として「2011東京の福祉保健」というカラーのものがございまして、これは都民向けにお作りしております。人口の推移ですとかサービス利用者の数など、各分野の状況ですとか今年度の取り組みをわかりやすく示したものでございます。グラフや写真を使用して、コンパクトにまとまっていますので、後でお読みいただければと思います。

こちらの「東京の福祉保健の新展開2011」という資料になりますが、こちらは、子供家庭、高齢者、あるいは障害者など、8つの政策分野について都の基本的なスタンス、考え方を示した上で、今年度どのような事業展開をするかというのを詳しく記したものになります。

巻末に参考としまして、これまでの施策の成果、特に実績を簡単にまとめております。85ページ以降になりますけれども、先ほど高橋先生がおっしゃっていました、福祉改革に着手してから平成12年以降の取り組みや成果について中心にお載せしております。これにつきましても後ほどごらんいただければと思います。

本日は、資料の5のほうになります。「東日本大震災における福祉保健局の主な対応」に沿

って若干、都の取り組みをご説明させていただきたいと思います。

震災発生後、まず当日からですけれども、福祉保健局では物的・人的両面から、かなり精力的に被災地の支援を行っております。3月中は土日も勤務シフトを敷きまして、ほぼ24時間体制で被災地と連絡をとりながら、必要な支援を行えるように対応してきたものでございます。

まず、物的支援ですけれども、都の備蓄物品、乾パンですとか毛布、そういったものをお送りしたほかに、こちらにもございますけれども義援物資を都民の方から募りまして、それを順次お送りしております。現在も要請があればお送りしているところでございます。

ただ、義援物資につきましては、被災から1週間後、3月18日に受付を開始しましたけれども、正直申し上げて我々の予想を超える物資が集まったということもありますし、あと、被災地のほうで受け入れ体制がなかなかとれず、一時期、義援物資の配送をストップしていただきたいという要請もあったことから、3月27日で受付は終了しております。ただ、いただいた物資については、今も現地の要請に基づいてお送りしているところでございます。

義援金につきましても都が独自に募集しておりまして、6月24日までに6億円以上が集まっております。これにつきましては5月と6月に、被災県である宮城県、福島県、岩手県にそれぞれ1億円ずつ配分をさせていただいております。今6億円、現地のほうに渡っているという形になっております。義援金の受付は、9月末まで受け付けているところでございます。

人的支援としましては、こちらにずらっと書かせていただきましたけれども、通常ですと社会福祉審議会ですので、こちらの審議会では福祉分野を中心にご審議いただいておりますけれども、福祉保健局ということで保健・医療分野のことにつきましてもあわせてご紹介をさせていただきます。

東京DMATとありますけれども、これは緊急対策医療チームで、初動体制で最初に現地に向かうものです。また、医療救護班や保健師、こころのケアチーム、また介護職員なども、現地からの要請に応じまして、これは都単独ではございませんで、社会福祉事業者の方ですとか医療機関の方のご協力、あと区市町村の方からもご協力いただきまして派遣しております。

専門職を現地に派遣するだけではなくて、被災地からも重症の患者さんを受け入れたりですとか、これは新聞で報道もされましたけれども、人工透析の患者さんが団体でこちらにお越しになりましたので、そうした方々の受け入れというのも臨機応変に対応しておりました。

また、都内にも東京都として避難所を3カ所プラス1という形で設けておりました。武道館とビックサイト、味の素スタジアム、それから赤坂プリンスホテルのご協力をいただいて、そこに避難所を開設しておりまして、そこでも被災者の方向けの相談ですとか、医療相談ですと

か、福祉関係の相談を受けたりとか、戸別訪問などの支援を行ってまいりました。

最後まで残っていたのが赤坂プリンスだったのですが、そちらも報道でもありましたように、今閉鎖しまして、都営住宅ですとか公的な住宅ですとか、あと都内の旅館・ホテル等のご協力もいただいて、今そちらのほうに皆さん移られている状況でございます。

あと、ご遺体をこちらに搬送させていただきまして火葬をするというような支援ですとか、また、福島原発の事故に対応しまして、放射能測定に係るモニタリングなどもかなり精力的に行っている状況でございます。

こうした取組、正直に申し上げまして、都も防災の計画等いろいろ立てておりますが、実際、東京都で発災したというのを想定しておりまして、これだけ大規模な災害が都外で起きまして、そこに、通常の業務と並行しながらかなり大規模な支援を行うというのは初めての経験でした。今後それに対応してどのような施策を展開していったらよいかということで、先日、東京都として対策をまとめ、この前の都議会で承認していただきましたのが、ここがございます「東京緊急対策2011」になります。

こちらのほうは、東京都全体の取組になりますので、福祉保健局関係の部分を幾つかご紹介させていただきたいと思っております。

まず、7ページをお開ください。

こちらの上から「○」3つ目ですけれども、都内避難者に対する支援がございます。先ほども申し上げましたように、大規模な避難所は今閉鎖してございます。避難者の方からよくお話がありますのが、避難所は確かにプライバシーの問題などありますけれども、同じ立場の方が大勢いらして、情報がそこに来ればきちんと伝わるので、ある意味非常に便利な部分もあったというのがあります。個別の住宅等に行ってしまうとやはり孤立が心配ですとか、情報が届かないのが不安という声をかなりちょうだいしていますので、そういう避難者の方専用の福祉の総合相談窓口を設置するほか、孤立化を防ぐための戸別訪問なども今後行っていくということで事業立てをしております。

また、次の8ページのほうをお開きいただきまして、下から「○」2つ目ですけれども、都内の避難者への雇用や就業支援があります。下段のほうに介護雇用プログラムを活用するとあるんですけれども、これは今まで低所得対策あるいは離職者対策として、介護事業者に就労しながらヘルパーの資格を取るという事業を東京都として実施しておりまして、それを避難者の方向けに実施するというものでございます。既に事業に着手しておりまして、雇用プログラムの受け入れを行ってくれる事業者を6月中に公募をしまして、7月の中ごろから実際の事業実

施に着手する予定でございます。

そのほか16ページをお開きいただきますと、上から「○」2つ目で、民間の医療機関や社会福祉施設における電力確保対策とございまして、都庁もエレベータが一部稼働停止しておりますが、電力不足の中、ライフライン施設については必要な電力を確保できるようにというので、自家発電装置などの設備に補助を行うという事業も行っております。

また、先週来、これもよく報道されていますけれども、熱中症で搬送される方が非常にふえております。都は、緊急の熱中症対策として、熱中症で搬送される患者さんの半数以上が高齢者の方ですので、高齢者の方を中心に熱中症にならないような注意喚起ですとか、商店街の空き店舗等を活用した涼むような場所の提供、最終的には都立病院や公社病院で、搬送された場合にきちんと受け入れられる病床も確保しようという事業も展開しております。

そのほか、17ページ以降で、放射能対策ですとか、保育所における備蓄品の充実など、ところどころに福祉保健局で対応しているものが入っております。

27ページをお開きいただきますと、建築物の耐震化があります。病院の耐震化としては、今までは災害の拠点病院ですとか、救急の医療機関に特化して集中的に進めておりましたが、やはりこれだけ大規模な災害が起きたときには、拠点だけでなく地域の病院が耐震化してきちんと機能できることが大切だという認識に基づきまして、耐震化の補助をする病院等の対象の拡大も図っております。

以上、雑駁ではございますが、今回の震災における都の取り組みと、それを踏まえた今後の対策についてご紹介させていただきました。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは、先般の高橋副委員長のほうからご説明ありました意見具申の概要、それから、今の都のほうの、特に震災を中心とします最近の取り組みにつきましてご説明をいただいたわけでございます。これらのご説明につきまして、何かご質問はございましょうか。

どうぞ、何かございますれば、遠慮なく出していただければと思いますけれども。

いきなりでございますので、なかなか出しにくい点があるのかと思いますけれども。

それでは、本日は第19期の委員、初めて顔を合わせたわけでございますので、自己紹介を兼ねまして、今の意見具申についてのご感想なりご意見なり、あるいは今の東京都の取り組みなどにつきまして、あるいはそのほか、特に今期こういう問題につきましてというふうな何か問題提起がございましたらというふうなことで、全員の方々にご発言をお願いできればと存じますので、何とぞよろしくご協力のほどお願いしたいと思います。



いきなりでございますけれども、私のほうから、全員ですので座席順にお願いしていきたいというふうに思います。大変恐縮ですけれども、私の右側からでよろしゅうございましょうか。

くまき委員、いきなりでございますけれども、どうぞ自己紹介を兼ねまして何かご意見、ご感想がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○くまき委員 都議会議員のくまき美奈子でございます。

今まで具申いろいろまとめてくださりまして、本当にお疲れさまでございました。私どもも皆様のご意見をしっかりとちょうだいしながら、また、ぜひ都民の皆様のために働かせていただければというふうに思います。

○三浦委員長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 お世話になります。佐藤由美でございます。

幾つか、せっかく機会をいただきましたので、ご相談とかご意見を申し上げさせていただければと思います。

18期のこの論点整理の中で、やはり私としては、社会的排除に対する取り組みというのは大変重要なことであると思っております。経済的な結果の中で、貧困という結果に対する援助ではなくて、社会的な関係からさまざまなエンパワーメントができない中、家庭や自分の人生が崩壊をしていく、そうした過程に焦点を当て、人々に対して改めて何ができるのか、福祉的にもどういった活動をしていけるのかという論点はとても重要なことであると考えております。

そうした中で、改めて、福祉保健局の取り組みの中で、子供や高齢者、あるいは障害を持っている方といった、その対象毎に事業を展開している現場にいかにか横串をしていくのかというのは大変重要な取り組みであると思っておりますので、ぜひその点を力を込めて推進をしていただければと思います。

そうした観点から、この具申の中でも、先ほど副委員長がご説明されていた「新しい互助というべき機能」ということで、いかに寄り添う形のサービスを提供していけるのかというのはすごく大事な問題だと思います。私は葛飾区の選出ですけれども、葛飾区の中でもお一人で暮らされている高齢の方で、ご自身の葬儀や財産の処理等、自分の死後を親族など持たない中でどうするか、という問題を抱えている方があります。個別のケースの中にまさに課題が集約されています。生きている途中の認知症の問題もそうですが、自分の財産・権利、人間の尊厳を集約されているような葬儀を、孤立している方、家族により送られるような環境を持つか持たないかということで左右されることなく、そうした人間の尊厳を守って一つの人生を終えてい

く確かな形を整えること、ぜひとも皆様のお知恵とかを結集をしていただいで、そうした仕組みづくりにも取り組んでいただければと思います。

また、被災地の関連でありますけれども、ちょうど昨日、会派の中で東北の被災地のほうに伺いまして、応急仮設住宅に入っている方々に対してのパーソナルサポートセンターに伺わせていただきました。先ほどもお話がありましたが、都内にも被災をされた方が避難をされています。避難所にいらっしゃるときにはそこに情報が集まっているんだけど、都内全域に、都営住宅であったりとか親戚の方とかの個別のお住まいを確保して避難生活をされている方が、もとの被災地に戻っていくための情報など、本当に必要な情報が得られない。あるいは地域の中で孤立をしてしまう可能性がある中、全戸訪問をされる取り組みというのは非常に重要なことだと思っております。同時に、多様な主体のボランティアの方とかが、個人情報という壁の中でどこにどういった方がいるのかという、アウトリーチをかける情報がなかなか得られないという課題、この点は被災地のパーソナルサポートセンターの方もおっしゃっておられましたが、こうしたアウトリーチをかけるための前提としての情報共有、また、多様な主体が信頼を置ける、貧困ビジネスとかもあります、そうした悪質なものを排除しながら、しかし、人に寄り添ってサービスを提供していける多様な主体と、いかに情報を共有して、一つ一つハードルを越えて、本当に支援につながる実質的な取り組みを進めていく必要があると思っております。

本当に雑駁ではありますが、そうした課題一つ一つ取り組んでいけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○三浦委員長 吉原委員、どうぞ。

○吉原委員 吉原修でございます。初めてこの審議会に参加をさせていただきました。

子供、そしてまた高齢者、障害者、さまざまな福祉があります。まだまだ課題がたくさんあるということも教えていただいている立場でございますけれども、この審議会を通じて、またしっかりと意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大本委員 私、大本と申します。

先ほど、いろいろと東京の緊急対策それから東京の福祉の論点整理とか、詳細に資料を含めて初めて知りましたけれども、いつも福島の問題、大震災の問題と絡めまして、日常生活においていろいろとテレビなんか見ておりますと、次に来る震災は東京直下だというふうな形で報道されているわけですし、特に立川活断層なんかというようなことが指摘されているわけです。

ね。それで、やっぱり今回、福島だけじゃなくて三陸、東日本震災の経験を踏まえて、東京においてもより強い都市というんでしょうか、従来の都市のつくり方じゃない都市のあり方、あるいはその中での福祉のあり方、医療のあり方というんですか、そういうものをもう一度再検討してみる必要があるんじゃないかなと感じております。

それで、緊急対策とここで出ておりますけれども、この審議会の中でこういう震災というんですか、将来的な震災を予測した形での対応を含めた福祉のあり方というのを、やっぱり検討していく必要があるんじゃないかなということを常々考えさせられておりますので、そういう点でこの審議会等でもその点について取り上げていくというようなことが必要なのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○三浦委員長 成澤委員、どうぞよろしくお願いします。

○成澤委員 文京区長の成澤でございます。お世話になります。

18期のときにも私も申し上げましたけれども、文京区でも基本構想を改定する中で、この福祉の分野において互助という表現を加えて、自助・互助・共助・公助という4段階の表現を使いました。それに基づいて、昨年の高齢者の所在不明の問題等もあったので、現在は高齢者安心見守りネットという考え方で、高齢者の状況把握訪問という、社会福祉士さん等の専門資格を持つ方に、対象になっているご高齢の方の世帯に完全な戸別訪問を行って、その方たちのところで、実際の福祉や介護のサービスにつなげられる人はつなげればいいし、元気な方については、社協の事業として組み立てましたけれども、たまに、みまもり訪問事業を使ってくださいかというのを投げましたが、実はボーダーの方たちの中のかなりの割合が、どっちも嫌だと、自分は希望しないという人たちがやはり残ってしまっています。

この互助の機能を地域で生かすには、本人は例えば認知症が少し入り始めているとか、身体機能が落ちているとかという自覚がなくて、本当はそういうサービスに将来的にはつなげていくための見守りが必要だけれども、見守りを拒否しているという人たちに対して、私たちはどういうアプローチをしていくのかという組み立てについて、今後ぜひこの場で深めることができるといふふうに思っております。

それともう一つ、震災の関係で申し上げますと、避難所の役割について、福祉の分野で言うと、震災後、障害者の方たちの多くから、福祉避難所の役割について機能強化をぜひしてほしいと。自分たちは、まずは地域の避難所に行けというのはわかるけれども、地域の避難所は自分たちの避難する場所ではないんじゃないかと。区が福祉避難所として指定しているところは、

特養であるとか福祉センターであるとかそういったところが多いので、多分そこでは自分たちは行き先として限界があるんだらうというようなご指摘を非常に強くいただいております、今後、耐震補強をされている建物であればご自宅にいていただくのが一番だということをしつかりPRするのは当たり前のことですが、二次的な避難所機能としての福祉避難所、対障害者としての役割の強化といったものを、ぜひ議論をしてみたいなというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦委員長 それでは、どうぞ続けてください。

○野中委員 東京都医師会の野中でございます。

浅草で診療所を開設しており、地域の福祉と医療に関わり活動してまいりました。特に浅草は山谷を抱えており、山谷の住人の高齢化等の大きな課題も経験してきました。

55ページに社会的な入院に対する見解がありましたが、非常におもしろく思いました。

東京都医師会にはさまざまな委員会がありますが、病院委員会からの最近の報告で、病院から退院をする患者さんの中で一番入院期間が短いのは、自宅から自宅に帰られる場合とありました。しかし、病院からさまざまな施設に移られる方の医療を実施する期間は同じですが、やはり次の場所を探す、あるいは介護保険を申請する場合等、その作業に日数が必要とされるようで、そのために在院日数が長くなるということです。本来、病院から早く退院したいのが基本と思いますが、さまざまな障害があるために、治療以外に時間がかかっているとの報告です。これはある面で当然予想されたことですが、やはりそれが改めて確認されました。

それを見ながらこの55ページを見ますと、やはり介護サービスとかさまざまな地域においてさまざまなサービスだけではなく、地域の互助とかを含めて地域の力を理解をされることが必要と思います。

もう一つは、私は内科医で、認知症の仕事も絡んでいます。私は認知症の専門医ではありませんが、やはり認知症の人が住みなれた地域で生活するためには、ご家族あるいは周囲の人のご理解が大事であって、地域の中でその人たちを支え合っていくという視点も必要です。認知症に限らずすべての病気や障害を持たれた方々が地域で安心して住むためには、きょう提案していただいたさまざまな地域での支援が大事だと痛感していますので、今後とも一緒に勉強させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○三浦委員長 渡辺委員、どうぞよろしく。

○渡辺委員 渡辺光子と申します。今回で3期目に入るのかと思います。東京商工会議所のほうから出ておりますが、実際の仕事は、今、野中先生からもお話があったように、日本認知症

コミュニケーション協議会の代表をしております。一般社団ですけれども。

大体在宅で80%ぐらいの在宅ケアを受けている方々の中に、認知症になっているというような調査結果も出ておりまして、これは認知症の人そのものだけではなくて、家族のケアですね、家族の問題。また、親を抱える団塊の世代の方々の仕事にも支障を来しているということと、もう一つ大きな問題は、専門職がこの認知症についてももう少しきちんとした知識とか技術とかコミュニケーション能力がまだまだであるという認識から、調査研究と教育を主体としてやっております。そういう意味で、認知症に関する対応策ということが1つあります。

2つ目としては、もともともう一方で、住環境のことも二十数年、在宅の住環境、高齢者対応ですね、バリアフリー化ということで。非常に古い住宅が多くなってきている中で、転倒事故ですとかそういうことが非常に多発している。その結果、介護につながっていくと。

もう一つ、最後ですけれども、孫が小学校に行っているんですが、130年経つ小学校で、この間の地震で相当ダメージが来ていると。この夏休みに改修、修復とあるわけですが、避難所として大体小学校ですとかそういうところに行くわけですけれども、それは早急に施策の中でしていただきたいというふうに思います。以上です。

○三浦委員長 岩本委員、どうぞよろしく申し上げます。

○岩本委員 よろしく申し上げます。公募委員として今回参加させていただくことになりました岩本と言います。よろしく願いいたします。今回、このような機会をいただいて本当に感謝しております。

私は、認知症を専門に作業療法士として働いています。もともと老健の認知症専門棟で働いていたのですが、現在は医療型の認知症専門のデイケアで働いています。本当に先ほど、野中先生、渡辺先生言われたとおり、認知症の問題というのは、私も以前から地域の問題でもあるというふうに認識しておりまして、地域の、家族はもちろん、社会的にご近所の方、それからご近所に限らずその方が行動している範囲の中での認識というところで、もっときちんとした認識を持っていただかなければ、私たち医療側の援助もうまく本人様に届かないということも実際に多く感じております。

今回、まだまだ未熟ですが、このような場で勉強させていただいて、私なりにもっとできることがないかということを考えていきたいと思っております。私自身、年をとったときに住みやすいまちというのが東京都にあればということをお願いして、参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○三浦委員 それでは、そちらの伊佐委員のほうから申し上げます。

○伊佐委員 公募委員の伊佐と申します。今日は八王子から参りました。よろしくお願ひいたします。

私は簡易裁判所の調停委員を長年やってまいりまして、現在は司法委員ということで関係しております。そのほか八王子市の介護相談員として毎月独居老人を訪問するボランティア活動をやらせて頂いております。

常日頃の活動を通して感じますことは、結局、福祉というのはみんなでどうやって住みやすい街をつくっていくかということに尽きると思います。

先程の高橋先生のお話にもありまして、前記の議事録にもありましたが互助の問題です。この互助の問題について新しい取り組みを考えていく場合、いろいろ財政的な制約があると思います。また老人が増えて困るといった問題もあると思います。しかし老人問題について言えばマイナス面からだけ捉えるのではなく元気老人が非常に増えるという面もあります。この元気な老人たちは何らかの形で自分が住んでいるコミュニティに貢献したいという意識を持っていることも間違いありません。今回の東北の大震災によって地縁社会の重要性に皆があらためて気が付いたのではないかと思います。この意識を健康な老人パワーと上手に組み合わせしていく新しい道があるかもしれないと考えるからです。

日本人がもっている潜在力というか、地縁社会を大切にするという意識を上手に引っ張り出せば何かもう少し良いアイデアが出てくるのではなかろうかと、そんなふうにも思っています。先ほど高橋先生が必ずしもオプチュニズムの立場には立てないところが問題だということでしたが私もそうは思います。しかし上手に引っ張り出す何か良いアイデアはないだろうかとも思ったりします。

微力ではございますが、一般都民の目線からこの場でいろいろと勉強させて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○三浦委員長 引き続き、どうぞよろしくお願ひします。

○小濱委員 東京社会福祉協議会の小濱と申します。よろしくお願ひいたします。

私どもは、区市町村の社協等と一緒にあって、地域の中で実践活動を主にやっていこうということで、さまざまな地域福祉の課題に対して具体的に取り組んでいくという立場でございます。そうした中で、今、大震災の中で避難されてきた方への支援とかそういうこともやっておりますが、実際には今、東京都内で課題になっている福祉の問題というのは全くそのまま残っているわけですし、そういった問題に対してもきちんと対応しながら被災者支援、あるいは被災地支援というのを一緒にあってやっていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

す。

そうしたときに、こうした社会福祉審議会のさまざまな考え方がきつと役に立つのではないかと思いますので、私も余り頭のほうはございませんけれども、ぜひぜひ勉強させていただきながら、地域福祉の実践に役立つような形で持って帰りたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○福田委員 民生児童委員の福田でございます。

東京都は1万と500人の民生委員がおりまして、高齢者所在不明問題も足立区の民生委員が見つけたというのがきっかけでございます。民生委員の活動はいろんな多方面にわたっておりますが、本当に東京都さんのスピーディな今度の熱中症対策で、リストバンドを1万人配っております、そこで一人ずつ訪ねていってひとり暮らしの家々を訪ね、リストバンドを配りながら、なおかつそこで計画停電になったら医療的にどういうミスイクが起こるかということまで全部調べております。民生委員はそういう資料をつくって、東京都さんの本当に早い今度の熱中症対策で、非常に我々は大きな力を持っておりますことをまず感謝させていただきます。

震災には、災害時一人も見逃さない運動とあって、日本全国に23万人の民生委員がいます。残念ながら、ひとり暮らしの老人のために助けに行ったんでしょ、56人の民生委員が犠牲になっております。東北地方で56人が亡くなっております。その上に、今166人の両親を亡くした孤児、この方たちが阪神大震災と違うのは、福祉施設に入っているお子さんが2人しかいないんです。あとは、兄弟や親戚が全部抱え込んでいるんです。こういう問題は、民生委員としても十分に検討しなきゃいけない。800人近くが片親を亡くしているんです。全国的に23万人の組織がありまして、この支援活動を将来とも担っていこうではないかということをやっております。東京都の本当にそういう、熱中症対策を含めて全国的な規模で我々は動かさせていただきますが、これは皆さんのご意見やお力をかりないとできませんので、どうぞお力をかしていただき、ご意見をどんどん民生委員に寄せていただくことをここでお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○南委員 読売新聞東京本社の南でございます。きょうはちょっとおくれまして申しわけございません。

三浦先生と高橋先生のもとでずっと議論に加わらせていただきまして、今期もまたいろいろ勉強させていただきたいと思っておりますが、私も東京都の社会福祉ということで思うことはたくさんあるんですけれども、メディアという情報を出すところにおります関係で、やはり日ごろ非常に強く思っておりますのは、その制度をきちんと整えるということも非常に重要です

けれども、その制度がきちんと使われるように一般の人によく知ってもらふことだとか、一方でやはり制度とは別に、まさしく高橋先生がよく主張されておられる互助とか共助とかというような、制度に影響しない人間関係をきちんと地域につくるといことがないと、やはり制度も動きませんし、本当に必要な人に制度が使われるというふうになっていかないということをつくづく日ごろ感じております。

今回の被災でも、3度ぐらい被災地に参りましたがけれども、確かに瓦れきがいつになっても片づかないとかいろんなご意見はありますけれども、あの場所場所によって非常に進捗して景色が変わってきているところもあれば、一方やはり全くメディアが入っていない、手のついていない地域があるということも私はちょっと深刻に思っています、情報といいますか、注目されて取り上げられるところにはいろいろな支援が入ったり、物資も入ったり人も入るんですけども、全く手のついていない小さな集落とか、そういうところがまだまだ数え切れないほどあるという、こういう現状をメディアとしては非常に深刻に思っているところです。

それで、この震災を東京でも教訓とすることはたくさんありますし、実際、本当に地縁、共助とか互助という、そういう地域社会をきちんとつくっていくための方向づけも、何らかの形で私どもメディアとしてもきちんとしていかないといけないというふうに思いますので、ぜひこの場でまた皆様方からも知恵をいただいて、発信したいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○三浦委員長 では、栃本委員、どうぞよろしく。

○栃本委員 上智大学の栃本です。この東京都の社会福祉審議会は今回初めて委員になりました、今までは、これも高橋先生のもとでだったと思うんですけど、障害者施策推進協議会のほうで少しだけ委員としてお仕事をさせていただきました。

この施策推進協議会では、非常に私感銘を受けましたのは、当事者の方々が入って議論するというので、こういうような協議会がされているんだと、東京都がそういう取り組みをされているんだとということで大変感銘を受けました。

委員の方々が私の大先輩ばかりですのでちょっとびっくりしたんですけども、3年間ということですから、後半ぐらいから少しなれてからいろいろとお話したいと思います。

何点かありまして、これはきょう少し伺って思ったことなんですけれども、やはり先ほど大本先生が話された部分もあるんですけど、例えば地域福祉計画ってつくられたと思いますけれど、これはすぐ見直すべきですね。つまり、リスク回避型の地域福祉計画というのをつくらなきゃいけないですから、地域福祉ですよ。そういうことで、リスクを回避というのは、別に



それぞれの部分でリスクを回避する試みというのはあると思うんですね。

だから、各領域でリスクをできるだけ回避するようなやり方、取り組みというのは、やっぱり重要だというふうに思いました。どこの国でも、中国の災害のときもそうだけど、災害が起きるとかなり福祉の考え方は変わりますね。そういう意味で、やはり東京都にあってもリスク回避型の福祉ということを考えることが必要だと思ったのが1点です。

それともう一つは、これは前も申し上げましたが、東京都は福祉改革推進プランとか福祉改革STEP2とかいろいろすごく新しい、従来の福祉とは違うような想定されてきたと思うんですね。その情報発信力はすごくあったと思いますので、再びというか、次期の審議会での意見具申というか答申ですか、その際には発信力を持った、つまり東京都以外のところに対しても発信できるような、つまり中央政府に対しても地方政府に対しても発信できるような形によつての取りまとめが行えるといいなということ。

それと、先ほど高橋先生から社会保障給付費のことがありましたけど、考えてみれば東京都に住んでいらっしゃる方は、我が国の社会保障給付費の10分1使っていますね。使っているというか、給付されているわけですね。これも補助金ではありませんけれど。ただ、我が国の社会保障給付費の10分の1が東京という地域で流れているというのは、これはやっぱり大きいことなんですね。だから、それをどういう形でやっていくかということによって、地域というのはかなり変わるはずなんですよ。全くゼロのところじゃないから。そこら辺をもう少し創発的というか、クリエイティブにというか考えると、医療とかそういうのはもちろんあれなんだけど、例えば年金であるとかその他もろもろの給付ですよ、マネタリーなものとかね。だから、これは工夫次第で相当おもしろいというか、いい意味でのことができるということがありましたけれど、それと同時に、東京が10分の1といっても、単に日本の縮図としての10分の1という部分は、もちろん島もありますし、過疎というかそういうところもありますけど、それとは違って東京のメリットってあると思うんですね。

やはり東京のメリットというか、つまり企業、知力。知力というとあれですけど、知力であるとか、あとイノベーティブな部分に取り組むとかね。企業もそうだと思うし。だから、単なる10分の1の縮図じゃなくて、あと文化ももちろん、消費だけじゃなくて生産するよう文化というのはあるから、そういう意味で東京のメリットというのが、どうしても気がつかないというあれなんだけど、その部分をもう一度再確認して再発見するような形での施策というもの、次期には、既に大分まとめられたと思うんですけど、より一層進めていただきたい。

イノベーティブな部分であるとか、知力の部分であるとか、企業であるとか、先ほどお話あ

りましたけど、中高年の人たちのポテンシャルというのは相当大きいわけですし、そういう人たちをどういう形で活用するというか、活用するという言い方じゃないんだけど、そうしたらもっと新しいものが出来ますよね。そういう意味では、やはり東京のメリットということをも最大限発揮できるような部分、それと、それがポテンシャルとしてすごくありながら出ていない部分があるので、それをどういう形で表現するかということが政治力として重要だと思うので、そのようなことについて考えた次第です。

少しずつ勉強させていただきまして、私なりの意見も後々お話しさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○三浦委員長 小林委員、どうぞ。

○小林委員 ちょっと話題が外れるかもしれませんが、1つだけ話させていただきます。

地域の活性化が重要だということは、そうだと思います。それで、私は、大学の学生を地域にできるだけ出して、地域における世代間交流に役立ってほしいなと思いまして取り組んでいます。学生が地域に入りますと、地域の方は大変喜ばれます。地域は高齢の方々だけではなかなか活性化しないのですが、若い人が入りますと雰囲気が変わりますね。例えば、私のところの若い学生たちが入ってゆくと、参加しておられる方々の顔がぱっと変わる、そのようなことがあって、やはり若い人たちとの交流というのはすごく重要だろうと思います。

私は大学に勤めておりますので、こういう仕組みを、大学と行政、社協、自治会・町内会、企業なども含めたものにできないかと思っておりますけど、なかなか難しいですね。総論では賛成していただいても、実際にお願ひして受け入れていただくとなりますと、結構面倒くさいことがおきる。教員のほうにも調整力が必要であることを痛感しておりますが、地域の交流というだけでなく、地域内外の世代間交流という視点から何か仕組みをつくれなかなと思っております。

○三浦委員長 どうぞよろしくお願いします。

○中山委員 都議会議員の足立区選出の中山でございます。

先ほど、福田先生から、足立区の民生先生の方のご活躍をご紹介いただきましたんですけれども、18期の報告の中で高橋先生から住まいのことを触れていただいたことは大変私も興味深く感じております。

ご案内のとおり、雇用形態も変わりましたので、持ち家というのはなかなか難しくなってきました、賃貸住宅という形になっていくと思うんですけれども、若いときは家賃払えるけれども、高齢者になってくると家賃を払えなくなってくると、そうした方々がたくさん出てくる時代に

なってくるということが前提だと思います。今回、都営住宅に大勢の方、被災者の方を東京都のご努力で受け入れていただいたわけですが、現在の規模感で足りるかという、首都直下型地震を考えると、もしかしたら足りなくなるかもしれない。今回でさえ、5月募集をストップしないと無理だったというところがございまして、そういう面で、住宅行政そのものは福祉保健局ではありませんけれども、物の考え方として福祉の視点から住まいのあり方を考えていく、そうした理念を打ち出していく必要があるのかなと思います。

高齢者にとってみると、年をとって家賃払えなくなったから別のところに行きなさいというのは非常に苦しい話でして、できれば住みなれたところがそのまま低家賃で住めるような公的住宅に適用されるみたいな、そういう制度が望ましいんだろうと思います。

もう一つは、地域の社会保障費の給付のお話でしたが、非常に東京都、地域内にたくさんの福祉の事業費が充当されていることは間違いないわけですが、どうしてもこういった問題を論ずると2つの視点からの主張が強くて、1つは国の制度をこうしなさい、あしなさいという話ですね、法律上の課題。これは当然、国が政府としてやらなきゃならないことがたくさんありますから、それはどんどん要求していかなくちゃいけないんですけれども。

それともう1つは、個々の企業が事業者がいい事業者であるとか、そういう非常に具体的な話と、大きな話と非常に具体的な話と分かれちゃうんですね。その地域の中でどう事業者を育てていくかとか、どう人材教育していくかとか、そういうものを考えていかないと、せっかくお金をたくさん充当しても、それに見合うサービスが育つということは難しいだろうなという気がいたします。

行政は環境だけ整えて、あとは民間が自由競争の中で頑張ринаさいということではなかなか済まなくなっているのかなという気がいたします。そうしたサービス供給、互助の主体をどうつくり上げていくか、これが東京都が国をリードする意味で提言していかなくちゃいけないことの一つかなという気がいたしますので、また皆様のご意見を賜りながら勉強させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○三浦委員長 田の上委員、どうぞ。

○田の上委員 江戸川区選出の都議会議員の田の上でございます。

社会福祉分野というと本当に範囲が広いんですけれども、今回も2つの分科会をつくられるということで、ぜひ成果が上がったというような形で集中したものをやっていただきたい、また、皆さんの活発なご意見をいただいてまとめていただきたいなという要望でございます。

それから、先ほど上智大学の栃本先生もおっしゃっていたかと思いますが、障害者の

協議会のほうでは、当事者の方々がいられていたということでございます。障害者自立支援法の制定だとか改正に当たっては、やはり当事者の意見を入れていただきたいということで、たくさんの方が声を上げて運動を起こされていたというような経緯もございます。今回、さまざまな分野から専門の方々いらっしやっていますけれども、ぜひ現場の声、当事者の声を入れた議論をしていただきたいというふうに思っております。

それから、震災対応でございます。これも私たち、都議会定例会のほうでもさんざん議論もしてまいりまして、大変な補正予算も通過したわけでございます。また、特に福祉保健局さんにおきましては、本当にさまざまな分野においていろいろご努力されていることというふうに思っております。

私、被災地も何度か赴きまして、そして東京都内にあります避難所もかなり訪れて見てまいりました。そんな中でいろいろご批判とかご意見とかもいただいているんですけれども、例えば救援物資の配布についてなんですけれども、これは別に福祉保健局さんが悪いと言っているわけではないんですけれども、概して行政はミスがないようにということや公平性というところに重きを置いていて、スピード性だとか臨機応変性に欠けるのではないかというような声もいただいております。ぜひ、そんな声も含めながら、これからの福祉というものを考えていけたらいいなというふうに思っております。

実際、さまざまな施策が、東京都が例えばとてもいい施策を出しても、地域に行くと合わないというようなこともございます。例えば、精神障害の方々のことなんですけれども、地域移行ということで地域におろしていくと、自治体のほうでは実はその仕組みが整っていないというような現実もございます。ぜひ、現実的にどんなものが可能なのかということも含めていろんな協議をしていただいて、意見具申という形でまとめていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三浦委員長 新井委員、どうぞよろしく願いします。

○新井委員 日野市選出の東京都議会議員の新井ともはるでございます。18期に続きまして社会福祉審議会の委員を務めさせていただくこと、本当に感謝を申し上げます。社会福祉審議会の意見具申を踏まえて、今後も皆さんと一緒に議論をしていきたいと思っております。

また、昨日まで2日間、被災地のほうに行ってまいりました。被災地の現場の方から、先ほども福祉保健局の主な対応発表がありましたが、この間の東京都のこの対応に対して感謝もしていましたし、大変評価もしていました。今後もよろしく願いします。

○三浦委員長 どうも、皆さんありがとうございました。大変積極的な形で、自己紹介のほか

にご意見等ちょうだいいたしまして、どうもありがとうございました。

幾つかのご質問的なものがありましたけれども、それほどここで質疑応答というふうなこともなさそうと思います。実は大分時間が経ってきておりまして、もしよろしければ大体きょうの論議はこれぐらいにさせていただければと思っております。事務局のほうから何か連絡事項があれば、お伝えいただければというふうに思います。

○企画担当課長 次回の開催日程につきましては、先ほども申しあげましたように、委員長と副委員長とご相談させていただきまして、改めてお知らせいたしたいと考えております。

また、本日配付した資料ですけれども、お持ち帰りはもちろんいただけるんですが、かなりお荷物になりますので、もしそのまま机の上に置いておいていただければ、こちらからお送りさせていただきますと思います。以上になります。

○三浦委員長 ありがとうございました。それでは、きょうは非常に活発なご意見等ちょうだいいたしまして、非常に長時間になりました。本日の審議会はこれで終了させていただきたいと思っております。どうもご協力ありがとうございました。

午後 4時41分 閉会